

論文

韓国における児童虐待事犯教育プログラムの効果に関する統合的アプローチ

朴 順龍¹⁾・姜 民護²⁾

要約：本研究の目的は、韓国の児童虐待履修命令者を対象に実施した教育プログラムの効果分析を通じ、その活用可能性および持続可能性に対する手がかりを得ることである。児童虐待事犯 10 人を対象とし、20 セッション 50 時間で構成される心理療法プログラムを実施し、包含モデルを基にした統合的アプローチにて分析を行った。具体的には、自尊感情尺度と育児自己効力感尺度を採用し、対応のある t-検定にて教育プログラム前後の変化を分析したところ、 $p < .05$ レベルで統計的に有意であった。同時に、グループワークでの発言に対する内容分析においても教育が進むにつれ、参加者の自己省察が深化され、教育に対する認識が前向きに変化することが示された。考察では、本教育プログラムが「児童虐待事犯による虐待行為の再発」を防ぐなどの肯定的な機能を有する可能性について述べた。

キーワード：児童虐待事犯、教育プログラム、効果、統合的アプローチ、韓国

目次

1. 研究背景
 - 1-1. 問題意識
 - 1-2. 研究目的
2. 先行研究の検討
 - 2-1. 児童虐待の概念および研究範囲
 - 2-2. 児童虐待の原因および虐待行為者の特性
 - 2-3. 児童虐待者関連教育プログラム
3. 研究方法
 - 3-1. 児童虐待事犯プログラムの概要
 - 3-2. 分析方法
 - 3-3. 倫理的配慮
4. 研究結果
 - 4-1. 研究参加者の基本属性
 - 4-2. 分析結果
5. 考察

1) 同志社大学社会学部客員研究員／韓国法務部矯正本部

2) 同志社大学社会学部助教

*2023 年 3 月 7 日受付、2023 年 3 月 8 日掲載決定

1. 研究背景

1-1. 問題意識

韓国土務部の「最近5年間の児童虐待事犯事件受付および処分現況」によると、2016年に2,601件であった事件処分件数は、2020年現在、8,625件へと4年間で3.3倍も増加した（Good Morning Today 2021. 10. 5.）。このような現象は、もはや児童虐待を家庭内の問題として捉えない社会的合意が形成され、地域社会（地域住民や保育園・学校の先生など）による通告が増加してきたことによると考えられる。言い換えれば、子育てが家庭の固有機能として尊重され、児童虐待を家庭内の問題として扱ってきたという従来の認識から児童虐待が児童の権利を侵害する厳然たる犯罪行為であり、法的処罰が必要な社会問題（パク 2016: 118）であるという認識へと改められたと言えよう。このような社会的合意は「児童福祉法」および「家庭内暴力防止および被害者保護等に関する法律」と別途に、「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法（2014. 1. 28.）」が制定される原動力となった。この法律は児童虐待犯罪の処罰と被虐待児の処遇に対する国家の介入を主な内容としている。特に第8条第1項に「裁判所は児童虐待行為者に対して有罪判決を宣告すると同時に、200時間以内で再犯予防に必要な受講命令、または児童虐待治療プログラムの履修命令を併科することができる」と明示し、児童虐待事犯に対する教育を義務的に実施できる基盤が作られた。

この法律に基づき、矯正当局では2016年9月に心理治療課を新設し、心理治療業務指針（法務部例規第1139号、2017. 2. 3）を制定することになった。この指針では麻薬事犯およびアルコール関連事犯などの薬物依存犯罪者だけでなく、性暴力・児童虐待事犯、精神疾患患者などの特定受刑者を対象とした心理治療業務に関する内容を具体化・細分化している。これに歩調を合わせ、〇〇女子刑務所と〇〇刑務所心理治療センターでは2016年に児童虐待事犯21人を対象とした教育プログラムの試験的運営を実施した。これを通じて彼らの問題行動に対する矯正可能性を確認し、2017年1月から本格的にプログラムを実施するようになったことは注目に値する成果である。同プログラムは、基本100時間課程（3ヵ月）であり、個人カウンセリング、事前事後評価、グループワーク、子育て技術、怒りの調節（Anger Management）、コミュニケーション技術およびストレス管理などを主な内容としている。

一方、このような状況のなか、児童虐待教育プログラムの開発や効果検証に関する研究などが活発に行われてきた。児童虐待および児童発達に対する全般的な理解を深めるため、保健福祉部（アン 2003）が開発した「児童虐待行為者治療プログラム」を皮切りに、認知行動療法に基づく児童虐待行為の防止に関する研究（ユンら 2014）や、ナ

ラティブアプローチを取り入れた児童虐待再発防止プログラムの開発に関する研究（ユンら 2013）などが行われた。法務部（2014）では「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」の施行をうけ、児童虐待再発防止のための受講命令プログラムを開発した。その後、児童虐待を未然に防止するための児童虐待予防プログラムの開発に関する研究（キム・チョ 2015；ド 2016；パク 2016）が多数報告された。また、虐待を行った親（以下、虐待親とする）を対象とする教育プログラムを開発・実施した後、彼らの育児自己効力感（parenting self-efficacy）、怒りの水準、そして子育てストレスの変化を確認した研究（ハン 2014）もある。前述した研究は、児童虐待の前歴があるか、または虐待の再発可能性が高い「地域社会で生活している一般人」を対象とし、虐待予防に焦点を当てている。

1-2. 研究目的

しかし、矯正施設に入所している受型者を対象に、教育プログラムを開発・実施し、またその効果を確認することで、再犯防止の可能性を模索した研究はほとんどみあたらない。また、前述のように、矯正施設では 2016 年に児童虐待事犯を対象とした教育を試験的に実施した後、2017 年からは本格的にプログラムを運営しているが、そのプログラムの効果は、未だに分析・報告されていない。したがって、本研究では、2017 年に行われた児童虐待事犯教育プログラムの効果分析を通じ、そのプログラムが児童虐待履修命令者を対象とするプログラムとして活用可能性および持続可能性があるのかについて検討することを目的とした。

2. 先行研究の検討

2-1. 児童虐待の概念および研究範囲

Garbarino（1989: 220）は児童虐待を定義する際、文化的に容認された子育て規範はもちろん、親子関係についての科学的受容可能性を探る必要があり、その評価は科学と文化の両方に基づくべきだと指摘した。また、児童虐待の定義には、共同体の基準と専門的知識とを共に議論すべきであると主張した。これは児童虐待を定義するにあたって、多次元的なアプローチが必要であることを示唆する。

児童虐待についての多次元的なアプローチを前提とし、児童虐待を類型別に区分すると、一般的に身体的虐待（Physical Abuse）、情緒的虐待（Emotional Abuse）、性的虐待（Sexual Abuse）、放任（Neglect）などに分類できる（ホ 2003: 237）。なお、ヨン（1991: 7-8）が指摘した次の 3 つの基準を変数として適用すると、児童虐待の範囲と定義は非常に広がり、合意点を見出すことは、さらに困難となる。第一に、虐待を家庭内の間

題、または個人の次元（狭義の解釈）とみなすか、それとも家庭外の問題、すなわち社会や制度の次元（広義の解釈）に拡大させるか。第二に、親（または虐待行為者）の行動が児童に及ぼす結果を重視するか、あるいは動機を重視するか、後者ならば、体罰水準のどこまでを教育的動機とみなすか。第三に、虐待行動の強度に焦点を当てるか、それとも頻度をより重要な基準とするか、すなわち容認される侮辱や無関心などの水準はどこまでであり、どこから虐待としてみなすか。

以上の類型と基準を踏まえると、児童虐待の定義は議論の余地がある。ところが、現行の児童福祉法（第3条第7項）では「児童虐待とは保護者⁽¹⁾を含む成人が児童の健康や福祉を害し、又は正常な発達を阻害し得る身体的・精神的・性的暴力若しくは過酷行為を行うことと、児童の保護者が児童を遺棄し、又は放任すること」と定義している。本研究では、このような法律上の規定を根拠とし法律により懲役刑と同時に履修命令が併科された受刑者（＝履修命令併科者）を対象に教育プログラムを実施した。したがって、本研究では、上記の児童福祉法での定義に基づき、児童虐待の定義と研究範囲を設定した。

2-2. 児童虐待の原因および虐待行為者の特性

児童虐待の原因および虐待行為者の特性に関する研究は、多次元的に行われている。例えば、Kaufman & Zigler（=2008: 104）は、臨床的観点から児童虐待の決定要因を補償要因とリスク要因として設定し、それを①Individual level, ②Microsystem level, ③Exosystem level, ④Macrosystem level という4つのレベルで検討している。また、チョン（2006）は理論的観点から児童虐待の原因を①親特性に焦点を当てる「精神病理学的観点」、②児童特性に焦点を当てる「発達論的観点」、③家庭環境・親の養育態度・経済水準・社会文化的特性に焦点を当てる「社会心理学的観点」、④家族・児童・社会文化的な諸次元を総合的に判断する「生態学的観点」としてまとめた。なお、カン（2015: 68）は①虐待親の適切な親役割遂行技術と知識習得失敗に注目する「学習理論」、②環境的ストレスの増加を児童虐待の誘発要因とみなす「環境理論」、③児童虐待の原因が夫婦関係にあるものの、児童が問題の原因のように投射することで夫婦の問題を隠蔽する「家族体系理論」、④ストレスを与える社会的環境に注目する「ストレス理論」などに区分した。

以上のように児童虐待の原因は多様な要因と理論で説明されているが、本研究では児童虐待事犯を矯正する教育プログラムの効果を検討するため、前述した多様な虐待の原因のうち、虐待行為者の心理的・行動的原因に焦点を当てている。法務部（2015: 25-26; 37; 143）が発刊したマニュアルでは、先行研究を通じて虐待行為者の特性をまとめている。それによると、身体的虐待および放任の虐待行為者は共通して、多様な心理的

特性（うつ病，不安，パーソナリティ障害，アンガーマネジメントの機能不全など）と多様な生活問題（家庭内暴力，薬物乱用，児童期虐待経験，子育て技術の不足など）を有していた。とりわけ，このマニュアルでは，子育て状況における虐待行為者の行動が非一貫的であり，非効率的だと報告している。こうした先行研究を踏まえ，本研究では虐待行為者の育児自己効力感および育児自己効力感に関連している自己肯定感を上げ，教育前後の変化を検討することに重点を置くことにした。

2-3. 児童虐待者関連教育プログラム

児童虐待の対処方法は予防的アプローチと治療的アプローチに大別される（コン1999: 13）。この2つのアプローチに基づき，韓国では児童虐待行為者を対象とした多様なプログラムが開発されている。

保健福祉部（2003）は治療的アプローチを基に児童虐待および児童発達に対する全般的な理解の増進を目標とする35セッションのプログラムを開発した。アン（2004）は障害児の親とのグループ講義および討議を主要技法とする4セッションのプログラムを開発・実施した後，統制集団に比べて実験集団の児童虐待の潜在性が減少し，育児自己効力感が増加したことを確認した。ユンら（2013）は児童虐待家族構成員を対象とした家族治療プログラムを開発・実施した後，彼らの感想文などを内容分析した結果，育児自己効力感およびコミュニケーション技術などが向上したと報告した。韓国刑事政策研究院（ユンら2014）では認知行動療法を基に現場のワーカーが駆使すべき目標技術を具体化するため，認知的・行動的・情緒的・社会学習的アプローチを統合した技術中心的（skill-oriented）方式を採用した「児童虐待行為者の治療に向けた基礎マニュアル」を開発した。イラ（2005）も認知行動療法に基づき児童虐待行為を防止するためのプログラムを開発しており，ユンら（2013）は虐待行為者が自己理解を高め，情緒的安定感を持てるようなナラティブアプローチを開発した⁽²⁾。

一方，児童虐待に関する教育プログラム研究は，事後治療よりは事前予防を重視する傾向が大きい。例えば，イ（2014）はアートセラピーを適用した虐待行為者の虐待予防プログラムなどを開発しており，コン（1999）は児童虐待予防のための家庭訪問プログラムを開発した。キム（2017）は愛着理論を基に12セッションのプログラムを開発し，36人の保育所保育者を対象に利他心やコミュニケーション，自己調節などの心理的变化が統計的に有意であったと報告した。キムら（2015）は児童虐待予防および再虐待防止のために親・脆弱グループ・受講命令対象者など対象別のプログラムを開発し，事例を提示した。児童虐待予防に関する研究の中には，障害児の子育てをしている親を対象に，韓国の社会・文化的要因を考慮したうえで，児童虐待の潜在性に影響を与える要因を把握し，児童虐待の予防プログラムを開発した研究（アン2004）もある。

以上のように児童虐待行為者の治療，または予防プログラムの開発に関連する研究は多角的に行われており，その成果も持続的に報告されている。ところが，矯正施設に収容されている受刑者を対象に開発されたマニュアルを活用して教育を実施し，その結果を報告した研究はほとんど見当たらない。したがって，本研究において虐待行為者の治療を目的に開発された法務部の児童虐待事犯教育プログラム（2015）を採用・実施し，その効果を分析することは非常に重要であると考えられる。このプログラムは認知行動療法を基にグループワーク方式で行われ，自分の問題を認識・客観化し，自分と家族を愛する技術を学び，家族の機能を回復することを目的としている（法務部 2015: 169）。また，自己肯定感と正しい子育て技術を育む内容などで構成されている。

3. 研究方法

3-1. 児童虐待事犯プログラムの概要

本研究で採用されたプログラムは，2017年1月2日から同年3月31日までの3か月間実施した。主な内容は〔表1〕のように心理療法，特性化教育，特別活動，共同体活動，心理検査，個人カウンセリング，個別課題など計130時間で構成されている。このうち，外部講師は68時間，そして内部講師（職員）は55時間を担当し，課題は10時間で構成されている。特に，本研究の主な内容である心理療法プログラムは20セッション50時間で構成されており，各セッションのテーマは〔表2〕に示した通りである。まず，プログラムの構成と流れを説明するオリエンテーションを皮切りに，教育初期には肯定心理学（Positive Psychology）に基づき自分の強みを発見してもらいながら教育動機を強化する。次に，虐待行為者が弱みとしているコミュニケーション技術とストレス管理および怒りの調節について取り扱う。最後には，幸せな家庭作り，虐待行為の再

表1 教育プログラムの構成

プログラム	回数 (1回当たりの時間)	主要内容	セッション数 ／総時間	講師
心理療法	週2回 (2:30)	肯定心理, 感情等	20/50 時間	内部2名／外部1名
特性化教育	週1回 (2:30)	怒り調節, 養育技術等	10/25 時間	内部2名／外部1名
特別活動	週1回 (2:30)	生活工芸等	10/25 時間	外部1名
共同体活動	週1回 (1:30)	座談会, 生活共有等	8/12 時間	内部2名
心理検査	事前／事後 1回 (1:00)	心理検査, 効果性評価	2/6 時間	内部2名
個別カウンセリング	2回 (1:00)	参加者心理面接	2/2 時間	内部2名
個別課題	10回 (1:00)	心理プログラムの課題	10/10 時間	内部2名
計			62/130 時間	

表2 心理療法プログラムのセッション別のテーマ

P	S	テーマ	S	テーマ	S	テーマ	S	テーマ
心理療法	1	Orientation	6	肯定心理 5	11	ストレス管理 3	16	怒りの調節 3
	2	肯定心理 1	7	Communication 1	12	ストレス管理 4	17	怒りと許し
	3	肯定心理 2	8	Communication 2	13	ストレス管理 5	18	幸せな家庭作り 1
	4	肯定心理 3	9	ストレス管理 1	14	怒りの調節 1	19	幸せな家庭作り 2
	5	肯定心理 4	10	ストレス管理 2	15	怒りの調節 2	20	児童虐待の再発防止

発防止計画を立てることでプログラムは終了する。

3-2. 分析方法

本研究では、プログラムの効果を多次的に分析するため、Creswell & Plano Clack (2011) のモデルのうち、包含モデル (embedded Model) に基づく統合研究方法を採用した。このモデルは一次資料の収集・分析と同時に、別のタイプの二次資料の収集・分析が研究デザインに含まれているモデルである (キム 2013: 553)。本研究では、教育の開始と終了時に収集する一次資料 (=心理検査データ)、およびセッション別グループワークを通じて得られる二次資料 (=内容分析データ) の分析が研究デザインに含まれていることから、包含モデルを採用した。包含モデルを採用するメリットとしてはそれぞれのデータが有する分析結果の限界を相互補完できる点が挙げられる。

心理検査では、自尊感情 (Self-Esteem) と親としての力量 (Perceived Parenting Competence) を採用した。まず、自尊感情を測定するため、Rosenberg (1965) の自尊感情尺度 (Rosenberg Self-Esteem Scale: RSES) に着目した。RSES は、自己に対する肯定的評価と尊重程度を測定する 4 点尺度として、10 問で構成されている。測定範囲は 10 点から 40 点までであり、点数が高いほど自尊感情が高いことを意味する。本研究ではチョン (1974) が韓国語に翻案したものを採用した。次に、親としての力量は、Floyd, Gilliom & Costigan (1998) の親役割に対する自信感 (Perceived Parenting Competence) をアン (2001) が翻案した「育児自己効力感尺度」を採用した。この尺度は、親としての子育て自信感を測定する「Parenting Confidence Scale」と、親自身の感情や子どものコントロールが苦手だと感じる「Under Control Scale」で構成されている。韓国の実情と研究対象の年齢を考慮して、既存の「Parenting Confidence Scale (15 問)」から 12 問を、そして「Under Control Scale (14 問)」から 3 問を選定し、15 問で構成した。本研究では、以上の 2 つの尺度を教育開始時と教育終了時に測定した後、SPSSver.23 統計プログラムを使用して教育前後の変化を対応のある t 検定で分析した⁽³⁾ (法務部 2015)。

次に、質的分析方法は、Mayring, P. (2004) の質的内容分析を採用した。内容分析は、類似表現を削りながらテキストに含まれているメッセージの特性や意図、構造など

を客観的な単位として項目化 (categorizing) し、分析するものである。したがって、参加者がグループワーク時に共有した内容をデータとし、これを要約して、教育セッションの内容に合致するコードを抽出、項目化した。参加者の発言についての分析手順は、Mayring, P. (1983) が提示した質的内容分析の一般的なプロセスモデル (Flick = 2007) を参考にした。内容分析を行った後には、構成内容間の相違点と類似点を確認し、項目間の関連性を再検討するプロセスを経た。その上、研究協力者のフィードバックを通じて項目間の内容と関連性を確認した (朴 2016: 15)。

3-3. 倫理的配慮

教育を実施するに先立ち、参加者に「調査内容は研究に限って使用され、また個人が特定されないように名前は符号化することなどを説明した。教育の実施直前には、教育に誠実に臨むという「誓約書」と「個人情報および教育結果の提供・活用に関する同意書」を受け取った。また、教育および研究の成果物は、内部講師 (職員) の事務室キャビネットに保管し、電子データはパスワードが設定された研究者の PC にパスワード付きのフォルダ・ファイルとして管理した。

4. 研究結果

4-1. 研究参加者の基本属性

研究参加者の基本属性は [表 3] の通りである。研究参加者は、〇〇地方矯正庁〇〇心理治療センターでの教育が確定した児童虐待事犯 10 人である。全員男性であり、平均年齢は 43.4 歳であった。教育開始当時 (2017 年 1 月現在) の平均刑期は 3 年 2 月 (残刑期平均 2 年 6 月) であり、平均履修命令時間は 76 時間 (最短 40 時間から最長 160 時間) であった。

表 3 研究参加者の基本属性

平均年齢 (範囲)	罪名	平均刑期 (範囲)	平均残刑期 (範囲)	平均履修命令時間 (範囲)
43.4 歳 (20 代～50 代)	特例法違反: 3 名 福祉法違反: 7 名	3 年 2 月 (10 か月～6 年)	2 年 6 月 (9 か月～5 年)	76 時間 (40 時間～160 時間)

注 1: 個人が特定できないように、平均と範囲のみを示した。

注 2: 特例法違反とは、児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法違反のことをいう。

4-2. 分析結果

4-2-(a) 教育前後の心理検査の結果

本研究では、教育プログラムの効果を検討するため、教育前後に参加者の自尊感情および育児自己効力感を測定し、対応の t 検定で分析した。その結果、自尊感情と育児自己効力感の教育前後の変化が統計的に有意であった（表 4）。具体的には、教育前における自尊感情の平均は 28.6 であったが、教育後に 32.5 へと向上し、統計的に有意であった（t 値：-2.46, p 値：0.036）。また、育児自己効力感も教育前後の平均が 35.1 から 39.3 へと向上し、統計的に有意であった（t 値は：-2.29, p 値：0.047）。

表 4 測定尺度別にみた心理検査の分析結果

尺度	変数	平均	標準偏差	t 値	p 値
自己肯定感	実施前	28.6	5.44	-2.46	.036*
	実施後	32.5	4.14		
育児自己効力感	実施前	35.1	6.35	-2.29	.047*
	実施後	39.3	6.78		

*p<.05

4-2-(b) グループワークでの発言に対する内容分析の結果

本研究では、心理検査のみでは確認が困難な参加者の心理的变化を探るため、グループワークでの参加者の発言内容を文字起こしして、内容分析を行った。その結果は、教育前期（セッション 1～セッション 6）、教育中期（セッション 7～セッション 16）、教育後期（セッション 17～セッション 20）に分けられた。その上で、教育時期別に重複、または繰り返される参加者の心理的变化および教育に対する認識変化を概念化して 10 個のカテゴリーを抽出することができた（表 5）。ここでは、教育時期別に各カテゴリーを代表する参加者の発言を紹介し、抽出されたカテゴリーを【 】で表し、その内容について説明する。

(1) 教育前期における発言の内容分析の結果

教育前期には【①教育に対する期待感と抵抗感の共存】【②苦手な感情表現への認識】【③強みの発見】【④省察の始まり】という 4 つのカテゴリーが抽出された。

[表 5] に示したように、参加者は、教育実施直後に【①教育に対する期待感と抵抗感の共存】について表現した。参加者は教育による変化を期待しながらも、履修命令による教育の強制性に不満を吐露し、教育に対する否定的な先入観（教育の意味や効果への疑念）について共通して発言していた。また、自我を探索する過程が進むにつれ、自分の感情を隠した方が家族関係の円満な維持に役立つと考えたり、幼少期から感情の表現が苦手だった自分を発見したりするなど【②苦手な感情表現を認識】するようになって

表5 教育前期における発言の内容分析の結果

カテゴリー	発言
① 教育に対する期待感と抵抗感の共存	代表発言：刑務所での教育は無用であり、仕方なく受けなければならないことですが、私を変化させるきっかけになればと思っています。(B氏) ----- 気まずいが、教育を通じてよい家長へ変わりたい。強制的に履修すべき教育だが、有益な時間になればと思う。教育に慣れられるか(他人とうまくいくか)分からないが、他の人と仲良くしたい(教育をうまく受けたい)。難しいと思うが、これを機に、できなかったことに挑戦してみたい。教育について半信半疑(効果が疑わしい)だが、完走したい。抵抗感はあるが、自分をオープンにして学んでみたい。
② 苦手な感情表現への認識	代表発言：これまで私の感情を隠し、その感情をはっきりと表現しない方が良い父(夫)だと思ってきました。これからは感情を素直に表現したいです。(C氏) ----- 感情を表現しないで生きてきたのが恥ずかしい。感情を隠して生きてきた。他人を通じて自分の感情を認識するようになった。感情をうまくコントロールしなければならない。感情表現教育が感動的だった。(家族にも)感情を素直に表現したい。多様な感情の表現について新しい発見をした。すべての参加者が感情表現が苦手であることをわかるようになった。
③ 強みの発見	代表発言：この教育を通じて私の強みが発見できて嬉しかったです。私の強みをもっと伸ばせるように頑張ります。(J氏) ----- 私の強みを活かせるように頑張りたい。私の強みを通じて私と他人の観点の違いがわかるようになった。自分の強みへの理解を通じて他人の強みを受け入れて理解するようになった。結果を通じて強みを確認してきた。(強みを育てるためには)勇気ある行動が必要なのだとわかるようになった。
④ 省察の始まり	代表発言：これまで忘れていたことや私と私の周りを振り返るきっかけになりそうです。(E氏) ----- これまで何が大切かについて忘れて生きてきた。自分のことを振り返ってみる契機になった。教育に対して色々なことを感じている。人生を振り返って私の周りの大切なものについて改めて考えてみるようになった。忘れていたことを教えてくれて(先生(=内部講師)に)感謝している。自分の大切なものを通じて自分の大切さを感じることができた。

た。また、肯定心理学(Positive Psychology)に基づく強みの探索セッションを通じて、自ら【③強みを発見】することによって、自分自身を肯定的に認識するきっかけになった。この時期の参加者は、自分の感情や強みを探索しながら、これまで忘れていた自分と自分の周りを振り返り始め、過去と現在の問題に集中するような発言をするなど【④省察の始まり】が生じてきた。

(2) 教育中期における発言の内容分析の結果

教育中期には【⑤他人に対する理解】【⑥問題行動の原因把握】【⑦省察の深化】【⑧教育に対する懐疑】という4つのカテゴリーが抽出された。

[表6]に示したように、教育中期に入り、参加者は他の参加者に対して共感・傾聴し、互いの強みを発見するなど【⑤他人に対して理解】するようになった。その上、教育のセッションが進むにつれ、虐待の原因が自分の心の中にあったことや児童と接する時に問題となりうる行動がわかるようになったと発言するなど【⑥問題行動の原因を把握】するようになった。また、教育前期に続き、自分の過去を真剣に振り返ることで家

表6 教育中期における発言の内容分析の結果

カテゴリー	発言
⑤ 他人に対する 理解	代表発言：同僚の配慮に感謝し、傾聴する心を持つようになりました。私も配慮しながら積極的に教育に参加します。(A氏) ----- 感謝して傾聴する心を持つようになった。(同僚の)積極的な姿がありがたかった。熱心に発表する姿がよかった。誠実に教育に参加する姿がよかった。率先する姿がよかった。易地思之(立場を変えてみる)する姿がありがたい。明るく接してくれて気持ちよかった。肯定的な姿勢を見習いたい。日増しに向上していく姿がいい。自分の心をオープンにする姿が立派だ。
⑥ 問題行動の原因 把握	代表発言：この教育を通じて子育てするにあたって何が悪かったのかわかるようになりました。教育を通じて再びこのようなこと(虐待行為)がないように頑張ります。(E氏) ----- 何が虐待なのかわかるようになった。子育てするにあたって心がけが足りなかった。妻との問題(不和)で、子に八つ当たりをしてしまった。心の中の怒りをコントロールすることが難しかった。頑張ってお金さえ稼げれば問題ないと思った。殴りさえしなかったら虐待じゃないと思った。感情のコントロールができなかったことが現在の問題に関連していると思った。
⑦ 省察の深化	代表発言：教育を受けるうちに、私の問題は私の心の中にあることが分かりました。私が思う枠の中に家族を閉じ込めようとしていました。家族に申し訳ないです。(I氏) ----- 前だけを見て生きてきたが、時には振り返る必要がある。過去があるからこそ、今の私がいるのだ。すでに過ぎ去ったことから抜け出すべきだと思う。私が思う枠の中に家族を閉じ込めようとした(すまない気がする)。家族に傷と苦痛を与えた。易地思之(立場を変えてみる)しなければならない。大事な思い出を思い出すことができた。私の行動が相手のことを傷つけるかもしれない。
⑧ 教育に対する 懐疑	代表発言：思い出したくない過去(入所前の家族との生活、裁判過程、収容生活など)を思い浮かべなければならないので拒否感があり、なぜこの教育を受けなければならないのか疑問がありました。(D氏) ----- 教育について考えたくない。なぜこの教育を受けているか(考えた)。順応しなければならない奴隷のように過ごしている。体も心も疲れていて教育なんか受けたくない。喋るよりは書く(課題)方が大変だ。発表に対する負担が大きい。過去を思い浮かべることに負担が大きい。教育を受けてむしろ心が複雑になった。児童虐待事犯教育だが、教育目標が曖昧だ。

族との関係を省察するなど【⑦省察の深化】が見られた。しかしながら、前述のような教育の肯定的側面に納得しながらも、教育を否定的に捉え、その効果に半信半疑になる【⑧教育に対する懐疑】は依然として示されていた。

(3) 教育後期における発言の内容分析の結果

教育後期には【⑨家族の大切さへの認識】【⑩教育の肯定的効果】という2つのカテゴリーが抽出された(表7)。

教育を受けるにつれ、参加者が本人の子に対する虐待行為や、子育て技術の足りなさについてわかるようになるなど【⑨家族の大切さへの認識】をし始めるのが見受けられた。同時に、実践できる方法を学んで良かったなどの【⑩教育の肯定的効果】が示された。

表7 教育後期における発言の内容分析の結果

カテゴリー	単位内容
⑨ 家族の大切さ への認識	代表発言：子を情緒的・身体的に虐待してきましたが、家族の大切さがわかるようになりました。出所したら、いい父になるように頑張ります。(F氏)
	家族関係の回復のために努力する。子にとってよい父になるように頑張る。子に情緒的虐待を行ってきたことがわかるようになった(本当にすまない)。出所後、家族カウンセリングや夫婦カウンセリングを受ける。優しい父という仮面をかぶって生きてきたことが分かった。子育て技術が足りないことが分かった。
⑩ 教育の肯定的 効果	代表発言：教育を通じて全く考えられなかったところがわかるようになり、私の人生の全体を振り返る意義深い時間でした。責任感のある良い親になるための素晴らしい時間でした。(G氏)
	教育を通じて考えられなかった部分がわかるようになった。他の参加者や講師に感謝する。この教育がゴールではなく、新しいスタートだと思った。教育を通じて感情コントロールについて考えるようになった。父(親)として責任感のある人生を生きなければならないと動機づけられた。教育が成長(または省察)の機会になって感謝している。非常に良い教育だったと思う。

5. 考 察

本研究の目的は、児童虐待履修命令者を対象に実施した教育プログラムの効果の分析を通じ、その活用可能性および持続可能性を検討することである。

そのため、児童虐待事犯10人を対象とし、20セッション50時間で構成される心理療法プログラムを実施した。教育プログラムの効果を検討するため、自尊感情尺度と育児自己効力感測定尺度を採用し、対応のあるt検定にて教育前後の変化を分析した。同時に、グループワークでの発言を内容分析し、参加者の心理的変化および教育に対する認識の変化を分析した。その結果、教育を通じて参加者の自尊感情および育児自己効力感は向上し、統計的に有意であった。また、参加者の心理的変化および教育に対する認識においても肯定的変化が示された。具体的な示唆点は次の通りである。

第一に、教育プログラムの実施後、参加者の自尊感情の平均が28.6から32.5へと向上し、 $p < .05$ 水準で統計的に有意であった(t値：-2.46, p値：0.036)。この結果は、自尊感情の高さが受刑者の攻撃行動を抑制する保護要因として機能し(イラ2006:80)、また、出所者の再犯率を下げる(Broomeら1996:490)という研究結果に照らしてみると、本教育プログラムが「児童虐待事犯による虐待行為の再発」を防ぐなど、肯定的に機能する可能性がうかがえる。

第二に、教育プログラムの実施後、参加者の育児自己効力感の平均が35.1から39.3へと向上し、 $p < .05$ 水準で統計的に有意であった(t値：-2.29, p値：0.047)。親の情緒特性や性格に加えて育児自己効力感の低さなどは児童虐待の発生に影響を及ぼす(Kempe & Helfer 1980)とされる。一方で、育児自己効力感の高い親は、望ましい子育て

て行動と親子間の肯定的な相互作用を通じて子の身体的・情緒的・心理的発達を肯定的に発現させる (Dorsey ら 1999)。このような従来の結果を踏まえると、教育プログラムによって児童虐待事犯の育児自己効力感が統計的に有意に高くなることから、望ましい子育て行動の向上とともに、さらに「虐待行為の再発」を防ぐなど、肯定的に機能する可能性がうかがえる。

第三に、グループワークでの発言に対する内容分析を行った結果、教育が進むにつれ、自己客観化を通じて参加者の自己省察が深化し、また、教育に対する認識が前向きに変化することが示された。履修命令者を対象とする矯正施設の教育は強制性を前提とするため、他律的・受動的になりがちな側面を有することは周知の事実である。実際に、教育実施直後においては教育に対する懐疑や抵抗などを示す参加者が多かった。ところが、教育が進むほど、教育の趣旨と目的を理解し、積極的に参加するようになった。これは、教育プログラムによって参加者が自らを肯定的に認識するようになり、教育参加度の向上にも役立ったということを示唆する。

最後に、本研究は矯正施設に入所した児童虐待履修命令者を対象に開発されたプログラムを実施したという点と、事前事後心理検査という量的研究だけでなく心理的变化および教育認識に関する質的研究まで試みた統合研究という点に意義を見出すことができる。ただし、男性受刑者 10 人という標本数は少なく、また統制集団の不在によって研究結果を一般化するには限界がある。したがって、今後の研究では標本数の拡大と統制集団の設定を通じて教育プログラムの効果の一般化を図る必要がある。

注

- (1) 保護者とは親権者、後見人、児童を保護・養育・教育したり、そのような義務がある者または業務・雇用などの関係で事実上児童を保護・監督したりする者をいう (韓国児童福祉法第 3 条第 3 項)。
- (2) ここの虐待行為者の治療プログラムに関する研究は、法務部 (2015) が発刊した『児童虐待家庭回復のための統合プログラム開発』の内容を要約・追加したものである。
- (3) 心理尺度は法務部 (2015) が開発した「児童虐待家庭の回復のための統合プログラムの開発」に収録された内容を抜粋・要約し、まとめたものである。

参考文献

- 안동현 (2003) 『아동학대행위자 치료프로그램 개발』 한국보건복지부 (=アン・ドンヒョン (2003) 『児童虐待行為者の治療プログラムの開発』 韓国保健福祉部)
- 안혜영 (2004) 「장애아 부모를 위한 아동학대 예방 프로그램 효과분석」 『대한간호학회지』 34(5), 663-672 (=アン・ヘヨン (2004) 「障害児の親のための児童虐待予防プログラムの効果分析」 『大韓看護学会誌』 34(5), 663-672)
- 안지영 (2001) 「2-3 세 자녀를 둔 어머니의 양육 신념, 효능감 및 스트레스가 양육 행동에 미치는 영향」 이화여자대학교 대학원 박사학위논문 (=アン・ジョン (2001) 「2-3 歳児の子をもつ母親の育児信念、効力感およびストレスが子育て行動に及ぼす影響」 梨花女子大学大学院博士学位論文)
- Broome, K. M., Knight, K., Hiller, M. L. & Simpson, D. D. (1996) 「Drug treatment process indicators for probationers and prediction of recidivism」 『Journal of Substance Abuse Treatment』 13(6), 487-491.

- 법무부 (2013) 『아동학대 수감명령 프로그램』 (=法務部 (2013) 『児童虐待受講命令プログラム』)
- 법무부 (2015) 『아동학대가정의 회복을 위한 통합프로그램 개발』 (=法務部 (2015) 『児童虐待家庭の回復のための統合プログラムの開発』)
- 법무부 (2017) 『심리치료 업무지침 (법무부예규 제 1139 호, 2017. 2. 3.)』 (=法務部 (2017) 『心理治療業務指針 (法務部例規第 1139 号, 2017. 2. 3.)』)
- 법무부·성균관대학교산학협력단 (2014) 『아동학대가정 회복을 위한 통합프로그램 개발』 (=法務部·成均館大學産學協力團 『児童虐待家庭の回復のための統合プログラムの開発』)
- 도미향 (2016) 「아동학대 예방을 위한 부모인성 코칭 프로그램 개발」 『코칭연구』 9(2), 81-102 (=ト・ミヒヤン (2016) 「児童虐待予防のための親のパーソナリティコーチングプログラムの開発」 『コーチング研究』 9(2), 81-102)
- Dorsey, S., Klein, K., Forehand, R., & Family Health Project Research Group (1999) 「Parenting self-efficacy of HIV-infected mothers: The role of social support」 『Journal of Marriage and Family』 61, 295-305.
- Floyd, F, Gilliom, LA, & Costigan, CL (1998) 「Marriage and the parenting alliance; Longitudinal prediction of change in parenting perceptions and behaviors」 『Child Development』 69(5), 1461-1479.
- Good Morning Today (2021. 10. 5) 인터넷판 「아동학대사범, 4년 새 3배...기소율은 절반으로 (=児童虐待事犯, 4年間で3倍増...起訴率は半分に)」 (<http://www.gmitoday.com/news/articleView.html?idxno=4245>, 20221222 にアクセス)
- 한지숙 (2014) 「학대부모를 위한 분노관리 프로그램 개발 및 효과성 평가」 『아시아 아동복지연구』 12(2), 83-105 (=ハン・ジスク (2014) 「虐待親のためのアンガーマネジメントプログラムの開発および効果評価」 『アジア児童福祉研究』 12(2), 83-105)
- 허경미 (2003) 「아동학대사범의 교정정책 방향 연구」 『교정연구』 18, 235-253 (=ホ・ギョン미 (2003) 「児童虐待事犯の矯正政策の方向研究」 『矯正研究』 18, 235-253)
- 전병재 (1974) 「자아개념 측정가능성에 관한 연구」 『연세논총』 11, 107-129. (=チョン・비ョン재 (1974) 「自我概念の測定可能性に関する研究」 『延世論叢』 11, 107-129)
- 정덕영 (2006) 「아동학대 피해자의 심리에 관한 연구」 『한국범죄심리연구』 2(2), 3-38 (=チョン・독영 (2006) 「児童虐待被害者の心理に関する研究」 『韓国犯罪心理研究』 2(2), 3-38)
- James Garbarino (1989) 「The Incidence and Prevalence of Child Maltreatment」 『Crime and Justice』 11, Family Violence, 219-261. Published By: The University of Chicago Press.
- John W. Creswell, Vicki L. Plano Clark (2011) 『Designing and Conducting Mixed Methods Research (2nd ed.)』 SAGE Publications Inc.
- 강은영 (2015) 「아동학대의 실태와 학대피해아동 보호법제에 관한 연구」 『한국형사정책연구원 연구총서』 (=カン・ウン영 (2015) 「児童虐待の実態と虐待被害児童の保護法制に関する研究」 『韓国刑事政策研究院研究叢書』)
- Kaufman, J. and Zigler, E. (1989) 『The intergenerational transmission of child abuse』 In Cicchetti, D. and Carlson, V (Eds), 「Child Maltreatments」 Cambridge: Cambridge University Press. pp 129-50. (=2008 庄司順一 「第5章子ども虐待はなぜ起こるのか」 高橋重宏編著 『子どもの虐待 (新版)』 有斐閣, 104.)
- Kempe, C. H., & Helfer, R. (1980) 『The Battered child (2nd ed.)』 Chicago, IL: University of Chicago Press.
- 김혜정·조한나 (2015) 「아동학대 예방 및 재학대 방지를 위한 상담·교육 프로그램 개발」 『부산여성가족개발원연구보고서』 (=Kim·Hejung, Cho·Han-na (2015) 「児童虐待予防および再虐待防止のための相談・教育プログラムの開発」 『釜山女性家族開発院研究報告書』)
- 김숙령 (2017) 「어린이집 영아학대 예방을 위한 교사 교육 프로그램 개발 및 적용 효과-질적 애착관계 상호작용을 중심으로-」 『어린이문학교육연구』 18(3), 317-340 (=Kim·Sukryeong (2017) 「保育園における乳児虐待予防のための教師向けの教育プログラムの開発および適用効果-質的な愛着関係相互作用を中心に-」 『子ども文学教育研究』 18(3), 317-340)
- 김영천 (2013) 『질적연구방법론2』 아카데미프레스 (=Kim·Yongcheon (2013) 『質的研究方法論2』 アカデミープレス)。
- 공계순 (1999) 「아동학대예방을 위한 가정방문 프로그램의 개발에 대한 연구」 『한국아동복지학회 추계학

- 술발표논문집』 12, 13-27 (=콘·게슨 (1999) 「児童虐待予防のための家庭訪問プログラムの開発に関する研究」『韓国児童福祉学会秋季学術発表論文集』 12, 13-27)
- 이백철·김영희·김영란 (2006) 「소년수형자들의 자기애와 자아존중감이 공격성에 미치는 영향에 관한 연구」『교정연구』 33, 61-88 (=이·베크초롤, 김·윤비, 김·윤란 (2006) 「少年受刑者の自己愛と自己肯定感が攻撃性に及ぼす影響に関する研究」『矯正研究』 33, 61-88)
- 이인수·최대현·최명구 (2005) 「아동학대 및 가정폭력행위자 집단교육프로그램 개발-사이코드라마를 적용하여-」『아동교육』 14(2), 179-197 (=이·인스, 채·데ホン, 채·미영 (2005) 「児童虐待および家庭内暴力行為者の集団教育プログラムの開発-サイコドラマを適用して-」『児童教育』 14(2), 179-197)
- 이성희 (2014) 「아동학대 행위자의 학대 예방을 위한 치료교육에서 미술치료의 적용에 관한 연구」『미술치료연구』 21(4), 661-680 (=이·손비 (2014) 「児童虐待行為者の虐待予防のための治療教育におけるアートセラピーの適用に関する研究」『アートセラピー研究』 21(4), 661-680)
- Mayring, P. (2004) 「Qualitative content analysis, Flick U., Kardorff E. V., Steinke I (eds)」『A Comparison to Qualitative Research』 sage, 266-9.
- Flick, Uwe. (2007) 『An introduction to qualitative research, 3rd Ed』 (=2011 小田 博志・山本 則子・春日 常・宮地 尚子訳 『質的研究入門：〈人間の科学〉のための方法論』 春秋社。
- 박명숙 (2016) 「결혼이주여성을 위한 아동학대 예방프로그램의 개발과 효과성 검증」『한국콘텐츠학회』 16(8), 117-131 (=박·미영 (2016) 「結婚移住女性のための児童虐待予防プログラムの開発と効果性の検証」『韓国コンテンツ学会』 16(8), 117-131)
- 朴 順龍 (2016) 「RL 노트及び教育感想文の質的内容分析を通じた受刑者の心理的变化に関する研究」『評論・社会科学』 108, 13-27。
- Rosenberg, M. (1965) 『Society and the Adolescent Self-image』 NJ: Princeton University Press.
- 연진영 (1991) 「아동학대의 실태 및 영향」『형사정책연구원 연구보고서』 (=윤·진영 (1991) 「児童虐待の実態および影響」『刑事政策研究院研究報告書』)
- 윤혜미·고미영·장화정 (2013) 「아동학대 재발방지를 위한 이야기 치료 기반의 가족치료 접근」『한국가족복지학』 41, 55-86 (=윤·헤미, 고·미영, 장·화정 (2013) 「児童虐待再発防止のためのナラティブアプローチを基盤とする家族治療アプローチ」『韓国家族福祉学』 41, 55-86)
- 윤정숙·박성훈·김진석 (2014) 「아동학대 행위자를 위한 치료 프로그램 개발-행위자 특성조사 및 기초매뉴얼 개발」『형사정책연구원 연구총서』 12, 1-167 (=윤·정숙, 박·성훈, 김·진석 (2014) 「児童虐待行為者のための治療プログラムの開発-行為者の特性調査および基礎マニュアルの開発」『刑事政策研究院研究叢書』 12, 1-167)

An Integrated Approach to Analyzing the Effectiveness of an Educational Program for Child Abuse Offenders in South Korea

Soonyong Park and Minho Kang

This study analyzes the effectiveness of an educational program targeting child abuse offenders in South Korea, thereby gaining insight into its potential use and sustainability. A psychotherapy program for ten child abuse offenders was conducted, consisting of 20 sessions over 50 hours. Subsequently, analysis was conducted using an integrated approach based on the embedded model. Specifically, the self-esteem and parenting self-efficacy scales were employed with the changes before and after the educational program analyzed via a paired t-test. These changes were statistically significant at the $p < .05$ level. Simultaneously, a content analysis of the participants' comments during the group work showed that as time went on, their self-reflection deepened and there were positive changes in their perception of the program. In the discussion section, we reflect on the potential positive functions of this educational program, such as preventing the recurrence of abusive behavior by child abuse offenders.

Key words: Child abuse offender, Education program, Effectiveness, Integrated approach, South Korea